

令和6年度長崎県体験型正規就労促進事業業務委託に関する質問に対する回答書

質問 NO. 1	<p>5 業務内容</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none">・目安 30 人、目標 30 人を上回った場合、下回った場合の取決めはあるのか。・令和 5 年度長崎県体験型正規就労促進事業業務委託 昨年の紹介予定派遣から正社員登用の目標数、正社員登用の実績人数は何名か。 <p>(5)</p> <ul style="list-style-type: none">・当社では通勤手当の待遇を職業安定局から示している全国平均通勤手当 (72 円) を採用しており、派遣スタッフの時給に含む形で支給している。 派遣期間中は別途通勤手当の支払を行わないことになるが問題ないのか。
<p>【派遣労働者数、正社員等就職者数について】</p> <ul style="list-style-type: none">・30 人を上回った場合、又は下回った場合の取り決めは特にありません。 但し、事業に係る委託料のうち、支援対象者の派遣労働期間中（最長 2 カ月間）の人件費等については、県と協議の上、予算の範囲内において、その実績に応じて精算することとしております。（「企画提案書作成仕様書 10 その他（3）」参照） <p>【令和 5 年度長崎県体験型正規就労促進事業業務委託について】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 5 年度事業における「紹介予定派遣終了後の派遣先における正社員等就労者数の目標」は 30 人です。実績人数については公表していません。 <p>【支援対象者への賃金・通勤手当の支払について】</p> <ul style="list-style-type: none">・本事業においては、賃金は、県内の平均賃金等を参考に適正な額を派遣先と協議の上、各種関係法令や国の「同一労働同一賃金ガイドライン」等を遵守し、設定することとしており（「企画提案書作成仕様書 5 業務内容（4）」参照）、通勤手当の取扱いについても派遣先と協議の上、支給いただく必要があります。	